最終更新日：2015年6月19日

レシップホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉本 眞
問合せ先：人事総務部 （058）324－3121
証券コード：7213
http://www.lecip.co.jp/hd

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの方々の利益を尊重した経営に徹すべく、経営の効率性と業績の向上、併せてコンプライアンスの重視を主体としたコーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題として取り組んでおります。2010年10月1日よりレシップグループの経営体制を持株会社制に移行し、グループ全体の成長戦略を強化し、各事業会社がそれぞれの権限と責任において事業活動に専念することにより、グループ全体の企業価値を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
レシップ社員持株会	1,067,840	8.34
名古屋中小企業投資育成株式会社	936,480	7.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）	609,482	4.76
株式会社十六銀行	560,000	4.37
杉本 眞	383,940	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口）	376,884	2.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）	344,600	2.69
レシップ取引先持株会	312,200	2.43
朝日火災海上保険株式会社	300,000	2.34
日本生命保険相互会社	260,000	2.03

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山涼子	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山涼子	○	――	(社外取締役として選任した理由) 当社は、経営理念の一つに「地球環境対応」を掲げており、地球に優しい製品開発を推進するため、環境活動に豊富な知識と経験を有する 同氏に適切な意見を頂けることが期待できることによるものです。 (独立役員として指定した理由) 株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行う等連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河村富男	他の会社の出身者													○
内木一博	他の会社の出身者													○
中島宜隆	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河村富男		―――	（社外監査役として選任した理由） 当社のメインバンクである株式会社十六銀行出身で、同行では事務部長を歴任しており、専門的な見識をもち、また中立的な立場での監査が期待できることによるものです。
内木一博	○	―――	（社外監査役として選任した理由） 税理士であり、その専門性と高い識見から、客観的かつ中立的な監査が期待できることによるものです。 （独立役員として指定した理由） 株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
中島宜隆	○	―――	（社外監査役として選任した理由） 名古屋中小企業投資育成株式会社出身で同社における豊富な経験と見識の高さから、客観的かつ中立的な監査が期待できることによるものです。 （独立役員として指定した理由） 独立役員として指定した理由は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度を平成25年8月29日より導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書に全取締役の合計額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬に関する内規」に次のとおり、定めております。

（1）取締役の報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内で、類似業種・同規模会社の水準及び社員（就業規則で定める正社員を言う。）給与とのバランス及び、前年度の業績を考慮して、決定する。
（2）監査役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の限度内とし、監査役の協議により決定する。なお、監査役には賞与は支給しない。
（3）常勤取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と中長期成長を目指すインセンティブである「BIP信託」による株式付与とする。ただし、「基本報酬」は、各職位による固定報酬部分と前年の業績結果に伴う業績連動部分とし、所定の計算式を用いて算出する。なお、経常利益の計画達成率が30%未満となった場合は、業績連動部分の支給は行わない。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、取締役会開催に先立ち取締役会事務局より報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役会他の監督機能の充実について）
取締役会は毎月1回以上開催し、経営上の意思決定機関として重要事項の審議決定、業務遂行状況の報告を受けて、適切に監督を行っております。
また、取締役会の前には、前記メンバーの他、主要事業会社の役員・部門長を加えた経営会議を事業中核会社主催で開催しており、全社の意見・問題点等を網羅的に把握し、取締役会の意思決定機能をサポートする体制を構築しております。併せて、業務遂行におけるリスク管理および内部統制システム実現のため、重要な事項については、必要に応じて取締役会に加え幹部会議、社内重要会議での検討に基づき意思決定することを徹底しております。

（監査役・内部監査他監査機能の強化・充実について）
監査役会は、取締役（グループ各社の取締役を含む）の業務執行について客観的な立場で監査と厳正な監視を行っております。また、常勤監査役(社外監査役)は、取締役会に限らずグループ各社の重要な会議・プロジェクトに幅広く出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、法令・定款遵守状況について厳格に審査しております。会計監査人とは、必要に応じて、連絡を取り合い、会合開催や監査立ち会いなど、密に連携しております。
内部監査は、当社各部所及びグループ各会社を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。各業務が社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を実施することにより、運営の合理化および効率化に資するとともに、コンプライアンス重視・内部統制システムの一層の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

透明性の確保を経営理念の一つとし、内部統制基本方針・内部統制システムの確立とその厳正な運用に努めており、経営効率の向上を目指しつつ、監査・監督機能の強化充実体制を整えております。現在のガバナンス体制が企業規模と調和のとれた合理的な体制と考えておりますが、今後とも、継続して、一層の機能強化に努めて参ります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使をできるだけ行っていただけるよう、早期発送につとめております。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ株主の方に参加していただけるよう、集中日を避けて設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法および証券取引所の定める適時開示規則に沿って、情報開示を行っております。 また、適時開示規則に該当しない情報であっても、当社への理解をより深めていただけるよう有用な情報提供を行い、「透明性の確保」に努めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（中間および通期）後に適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社への理解をより深めていただけるよう有用な情報提供に努めてまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	機関投資家向けIRは経営企画室が担当し、個人投資家向けIRは人事総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規定、コンプライアンスコードにおいて表記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社においては、環境に配慮した取組みを大きく3つに分類して、それぞれに方針・目的・目標（管理指標）を定めて活動するとともに、教育の充実や地域貢献活動の推進を図っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）コンプライアンス体制（取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）
当社は、反社会的勢力との断絶を明言し、あわせて当社のコンプライアンスに関する方針を明確に示すため、「法令遵守（コンプライアンス）に関する規定」および「コンプライアンスコード」を制定して、その中において当社の行動憲章・企業倫理の確立姿勢を明確に打ち出し、社内に徹底する。また、全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を設ける。 そして、当委員会活動を中心に、法令抵触の虞に対する事前相談制度や内部監査員・顧問弁護士・社長への直接通報制度を認めて、実効性を確保する。
（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、重要文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）については、関連資料とともに所管部門において、主要会議体の議事録や重要契約書は永久保存するほか、稟議書は7年間保存するなど、各管理規定の定める所により保管し、閲覧可能な状態を維持する。
（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はリスク全般管理を進める会議体として、社長を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を設ける。また、製品面・環境面・安全面等のリスクに対応するため、各種委員会を設置し、担当部門が専門的見地から対策・リスク管理を関連規定に則り実施する。 更に、緊急時には、機動的に活動を行う「警防団」・「緊急措置対策会議」・「大規模震災対策本部」を設置する。なお、これらの活動を有効・適切に行える様に、「危機管理マニュアル」を整備する。
（4）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
1.当社は、取締役会を最低月１回以上として年間スケジュールで予め開催日を設定し、これを前提に執務を励行する。
2.当社は、業務の合理化・意思決定の早期化のため、業務の電子化を徹底する。
3.当社は、業務遂行・意思決定のプロセスとして取締役会決議のほか稟議手続制度をとる。
4.取締役の行動予定は、電子スケジューラで開示し、相互に行動・予定を確認出来る。
（5）レシップグループにおける業務の適正を確保するための体制
1.当社は、コンプライアンス体制および損失の危険の管理に関する体制は、関係会社を含むグループ全体に適用するとともに当該規定等の整備に努める。
2.関係会社と一体となった会議体を開催し、細部に亘る情報収集に努めるとともに子会社に対し定期的な報告を義務付け、業務を監督する。
3.当社の各部門は、当該担当機能に関しては、当社内のみならず、当社グループ会社の当該機能を統括するとの自覚と認識を共有し、各子会社のコンプライアンス体制の整備についても協力・推進する。
（6）監査役の補助従業員とその独立性
1.取締役会は、監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合に、その設置の可否、人数および地位（専属・兼任の別（ただし、兼務の場合は監査役に係る業務を優先とする）、役職レベル）等について決議する。
2.取締役会が前項の補助従業員の設置を認めた場合、その従業員に対する指揮命令、報酬または人事異動に関しては、監査役に委ねるものとする。
（7）監査役への報告体制
1.レシップグループの役職員は監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。監査役には社内全ての会議への参加を認め、全会議の議事録一通を監査役へ提出する。また、稟議書他、主要資料の役員回覧先・電子メール全役員宛先には、取締役と同様に監査役を扱うこととする。なお、社外の非常勤監査役には、要望に応じて、電子メール内容を開示する。
2.当社は、レシップグループの監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をレシップグループの役職員に周知徹底する。
（8）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査役は、業務遂行のため、経営会議その他のレシップグループの重要な会議に出席する。
2.取締役は、レシップグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役会に報告する。取締役の不正行為、法令・定款違反行為についても同様とする。
3.監査役は、業務遂行上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部専門家への業務委託はもとより、その他調査に必要な依頼等についても会社費用にて行うことができる。
4.監査役は、レシップグループ各社の社長との定期的会合を行う。また、内部監査員・会計監査人との連携体制を構築する。
5.監査役の責任限定を定款上、規定し、果敢な監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況　社会的責任および企業防衛の観点から、当社グループは反社会的勢力との断絶を明言する。そして、社内に対応を統括する組織を設け、社外の専門家や行政機関、近隣企業等との情報交換を積極的に行い、社内への対応方法などの周知・徹底を図ることとする。また、新規の取引先に対しては、反社会的勢力でないことの確認を行うこととし、契約書・社内マニュアルを整備する。なお、反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するものとする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

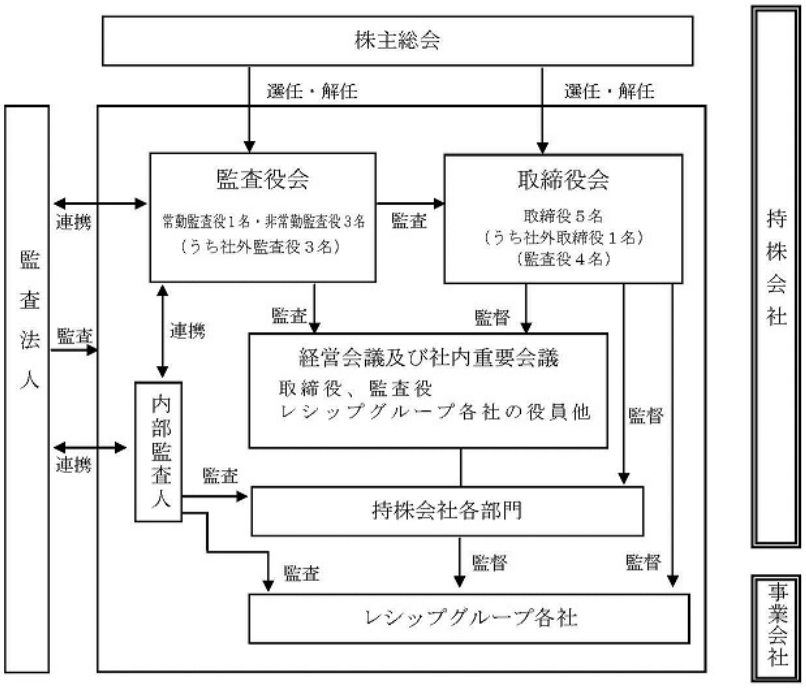

（注）提出日現在で記載しております。

［発生事実］［決定事実］［決算情報］

